平成28年度 第1回自動車整備技能登録試験のご案内

標記について、受験申請受付を致しますので、受験希望者は次の内容をご確認の上、申請されますようご案内申し上げます。

1)受付期間及び試験日

受付期間・・平成28年8月1日(月)~平成28年8月5日(金)

試験 日・・学科試験 平成28年10月2日(日)【静岡・沼津・浜松にて実施】

実技試験 平成29年1月15日(日)【愛知県にて実施予定】 愛知県にて実施予定ですが、受験者数により変更することがあります。 今回、実技試験の対象種目は二級ガソリンと三級シャシです。

2) 試験の種類

- 二級ガソリン自動車学科試験・実技試験
- ニ 級 ジ ー ゼ ル 自 動 車 学 科 試 験
- 二級 2輪自動車学科試験
- 三級自動車シャシ学科試験・実技試験
- 三級自動車ガソリン・エンジン学科試験
- 三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験

自 動 車 車 体 学 科 試 験

3) 受験資格

自動車整備に関する実務経験が下記一覧表に示す経験年数以上であること

受 験 資 格 等	二級	三 級	車体
単に実務経験のみ(一般)	3.0年	1.0年	2.0年
高等学校の機械科卒業	2.0年	0.5年	2.0年
高等学校の自動車科卒業	2.0年	— 年	2.0年
大学・高専の機械科卒業	1.5年	0.5年	1.5年
専門学校等の自動車科卒業	— 年	— 年	— 年

- ※二級受験者は、三級整備士合格年月日からの実務経験です。
- ※現在の事業場で規定の経験年数に満たない場合は、他の事業場での実務経験を合算して 規定年数に達すれば結構です。その場合は、他の事業場での実務経験証明書が必要です。 詳しくはお問い合わせ下さい。

実務経験証明書は静整振ホームページ(http://www.sas.or.jp/seibishi/index.html)の整備士になるには⇒整備士試験のご案内⇒必要書類ダウンロードからダウンロードできます。

4) 受験申請受付場所 (振興会本部・東部支所・西部支所)

支	所	住 所	TEL	担当
本	部	静岡市駿河区中吉田10-36	054-261-5678	奈木
東	部	沼津市原字女鹿塚3080	055-968-3344	曽根
西	部	浜松市東区白鳥町475-1	053-422-1691	神田

[※]自動車会議所(静岡市)内及び振興会予約確認窓口は除きます。

5) 受験申請に必要なもの (添付書類含む)

1	登録試験受験申請書(申請受付場所でお渡しいたします)						
2	受験手数料 (現金)	学科試験	4, 200円				
		実技試験	12,000円				
3	申請者の印鑑〔シャチハタ等のスタンプタイプ不可 (申請時にご持参下さい)〕						
4	写真(6ヶ月以内、無背景、脱帽)(大きさ縦 6cm×横 4.5cm) ※証明写真推奨						
5	実務経験の証明 現在、認証工場に在職している方は認証印を申請書に押印 その他は実務経験証明書を提出 (静整振ホームページからダウンロードできます。表面最下段参照。証明書は各支所にもあり ます。)						
6	二級受験者は、三級整備士合格証書の写し						
7	学歴により実務経験年数を短縮する者は、卒業証書等の写し						
8	実技受験者は、学科合格証書の写し						
9	連絡用のはがる (受験者宛名人 (注) 写真用はがきにご遠慮願います。	_	学科受験 (一級を除く)	学科及び実技受験 ※	実技のみ受験		
		^{きは、} はがき (52円	- 2枚	2枚	2枚		

※今回の学科合格者の内、実技受験を希望する場合は、上記内容とは別に実技試験受付期間に、はがき2枚、受験料(12,000円)をご用意下さい。(詳細は、学科合格ハガキに記載)

6)注意事項

- 1. 申請書に必要事項を記入の上、上記必要なものを用意し、原則として本人がご持参下さい。また、フリクション等の消せるボールペンでの記入はしないでください。
- 2. 郵送及び受付期間外の申請は一切受付致しません。
- 3. 修正液、修正テープでの訂正は、申請書が無効になる場合があります。
- 4. 試験日程、受付期間等は、次ページの【7) 試験日程】をご確認ください。

7) 試験日程

登録試験で実技試験が実施されます。 試験日程が下記のようになっておりますので、ご確認の上お申し込み下さい。

※①・・・学科試験のみ受験する方

【対象科目: 二級ガソリン、二級ジーゼル、二級2輪、

三級シャシ、三級ガソリン、三級ジーゼル、自動車車体】

※②・・・学科及び実技試験を受験する方

【対象科目:二級ガソリン、三級シャシ】

※③・・・実技試験のみ受験する方

【対象科目:二級ガソリン、三級シャシ】

(※③は、対象科目の学科試験が合格している方、又は免除される方が該当します)

